3　私学共済室に、室長並びに共済調査官及び情報連携推進専門官それぞれ一人を置く。

4　［略］

5　情報連携推進専門官は、私立学校教職員の共済制度に関する個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。）の利用による情報の照会及び提供に係る専門的事項についての指導及び助言並びに連絡調整に当たる。

6　私学行政専門官は、学校法人が行う外国における教育に関する企画及び立案に当たる。

（私学助成専門官）

第四十三条　私学助成課に、私学助成専門官一人を置く。

2　私学助成専門官は、私立学校教育の振興のための学校法人その他の私立学校の設置者、地方公共団体及び関係団体に対する助成に関する専門的事項（スポーツ庁及び文化庁並びに生涯学習政策局及び初等中等教育局並びに参事官の所掌に属するものを除く。）についての調査、指導及び助言に当たる。

第六款　研究振興局

（幹細胞・再生医学研究推進室及び生命倫理・安全対策室並びに先端医科学研究企画官、ゲノム研究企画調整官、生命科学専門官及び橋渡し研究専門官）

第六十条　ライフサイエンス課に、幹細胞・再生医学研究推進室及び生命倫理・安全対策室並びに先端医科学研究企画官、ゲノム研究企画調整官、生命科学専門官及び橋渡し研究専門官それぞれ一人を置く。

2～4　［略］

5　生命倫理・安全対策室に、室長並びにヒト胚研究対策専門官、ヒト細胞研究対策専門官、医学系研究対策専門官及びゲノム改変研究対策専門官それぞれ一人を置く。

6・7　［略］

3　私学共済室に、室長及び共済調査官一人を置く。

4　［略］

［項を加える。］

5　私学行政専門官は、学校法人が行う外国における教育に関する企画及び立案に当たる。

（私学助成専門官）

第四十三条　私学助成課に、私学助成専門官一人を置く。

2　私学助成専門官は、私立学校教育の振興のための学校法人その他の私立学校の設置者、地方公共団体及び関係団体に対する助成に関する専門的事項（スポーツ庁並びに生涯学習政策局及び初等中等教育局並びに参事官の所掌に属するものを除く。）についての調査、指導及び助言に当たる。

第六款　研究振興局

（幹細胞・再生医学研究推進室及び生命倫理・安全対策室並びに先端医科学研究企画官、ゲノム研究企画調整官、生命科学専門官及び橋渡し研究専門官）

第六十条　ライフサイエンス課に、幹細胞・再生医学研究推進室及び生命倫理・安全対策室並びに先端医科学研究企画官、ゲノム研究企画調整官、生命科学専門官及び橋渡し研究専門官それぞれ一人を置く。

2～4　［略］

5　生命倫理・安全対策室に、室長並びにヒト胚研究対策専門官、ヒト細胞研究対策専門官及びゲノム改変研究対策専門官それぞれ一人を置く。

6・7　［略］

8　医学系研究対策専門官は、人を対象とする医学系研究に関する生命倫理に係る専門的事項（ゲノム改変研究対策専門官の所掌に属するものを除く。）についての指導及び助言に当たる。

9～13　［略］

第二章　外局

第一節　［略］

第二節　文化庁

［款を削る。］

（会計室及び文化政策調査研究室並びに企画官）

第七十九条　政策課に、会計室及び文化政策調査研究室並びに企画官二人を置く。

2・3　［略］

4　文化政策調査研究室は、文化の振興に関する基本的な政策の企画及び立案に必要な調査及び研究に関する事務をつかさどる。

5　文化政策調査研究室に、室長及び文化芸術政策調査官一人を置く。

6　文化芸術政策調査官は、文化の振興に関する基本的な政策に係る専門的事項についての調査及び研究に当たる。

7　企画官は、命を受けて、政策課の所掌事務に係る重要事項についての企画及び立案に参画する。

（企画官並びに美術品補償調査官、アイヌ文化振興調査官及び国立アイヌ民族博物館設立推進調査官）

第八十条　企画調整課に、企画官、美術品補償調査官、アイヌ文化振興調査官及び国立アイヌ民族博物館設立推進調査官それぞれ一人を置く。

2　企画官は、命を受けて、企画調整課の所掌事務に係る重要事項についての企画及び立案に参画する。

3　美術品補償調査官は、展覧会における美術品の損害の補償に関する専門的事項についての調査及び研究並びに指導及び助言に当たる。

4　アイヌ文化振興調査官は、アイヌ文化の振興に関する専門的事項（国語課の所掌に属するものを除く。）についての調査及び研究並びに指導及び助言に当たる。

［項を加える。］

8～12　［略］

第二章　外局

第一節　［略］

第二節　文化庁

第一款　長官官房

（会計室及び企画官）

第七十九条　政策課に、会計室及び企画官一人を置く。

2・3　［略］

［項を加える。］

［項を加える。］

［項を加える。］

4　企画官は、命を受けて、政策課の所掌事務に係る重要事項についての企画及び立案に参画する。

［条を加える。］